ひとり暮らし高齢者等を孤立させないために

~ 第 2 次秋田市地域福祉計画重点事業 1 「孤立死を出さない地域づくり」~

低

ひとり暮らし高齢者等の支援の必要性

高

1 閉じこもり予防等

- ①地域サロン
- ②健康づくり・生きがい づくり支援事業
- ③ひとり暮らし高齢者の 交流会
- ④仲間づくり支援事業
- ⑤いきいきサロン事業
- ⑥はつらつくらぶ事業
- ⑦ふれあい元気教室
- ⑧ 通所型介護予防事業
- ⑨訪問型介護予防事業

2 見守り、安否確認

- ① 見守りネットワーク事業
- ②友愛訪問
- ③ふれあい弁当の配付
- ④お元気コール

(緊急通報システム事業)

- ⑤ 高齢者軽度生活援助事業
- ⑥食の自立支援事業
- (7) 高齢者生活管理指導員派遣事業
- ⑧ 水道メーター検針員の見守り
- ⑨ 社会福祉事業者による見守り
- ⑩配達事業者による見守り
- ① 生協の配達メールサービス
- ② 認知症サポーターによる見守り

3 緊急時の備え・対応

- ①緊急通報システム事業
- ② 避難支援対象者名簿の共有
- ③安心カード、安全箱の配付
- ④ 医療情報キットの配付
- ⑤ 緊急の食支援事業

4 相談

- ①地域包括支援センター
- ②心の相談日の開催
- ③こころの電話相談
- ④ 高齢者総合相談センター
- ⑤ ふれあい福祉相談センター
- ⑥いのちの電話







5 意識啓発

- ①広報あきた等によるPR
- ②老人保健福祉月間
- ③社会福祉大会
- ④地域福祉活動合同研修会
- ⑤社協だよりの発行
- ⑥ 地区福止大会・福止ふれあいまつり
- ⑦広報紙等の発行

6 担い手育成

- ①民生委員·福祉協力員 等合同研修会
- ② 地域福祉の担い手育成講座
- ③認知症サポーター養成講座
- ④ 心のケア相談員養成センター
- ⑤地域保健推進員の研修

7 関係機関との連携強化

- ①地域包括ケア会議
- ② 見 守 り ネットワーク 推進会議
- ③ 地域福祉推進関係者連絡会
- ※ 取組内容等は2ページ以降に記載しています。

1 閉じこもり予防等

高齢者等の閉じこもりを予防、地域との交流を促進し、孤立化を防ぎます。

①地域サロン 地区社協*1、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会地区民児協*2 ラブ等が地区の実情に応じて地域サロンを老人クラブ等 地域の高齢者相互の交流、親睦を深めます。②健康づくり・地区社協 主に65歳以上の高齢者を対象として、38地生きがいづくり 地路議会が軽スポーツ、趣味活動、健康づ	開催し、
老人クラブ等 地域の高齢者相互の交流、親睦を深めます。 ②健康づくり・ 地区社協 主に65歳以上の高齢者を対象として、38地	
②健康づくり・地区社協 主に65歳以上の高齢者を対象として、38地	
	区社会福
生きがいづくり 神協議会が軽スポーツ 趣味活動 健康づ	— III / III
	くり、交
支援事業 流事業などを行います。	
③ひとり暮らし 地区社協 各地区において、ひとり暮らし高齢者を対	象とした
高齢者の交流会 日帰り旅行や昼食会などを行い、地域の高	齢 者 相 互
の交流、親睦を深めます。	
④仲間づくり支地域保健推心の健康づくりに関する学習会や地域の交	流を深め
援事業 進員会等 るための活動を行います。	
⑤いきいきサロ市介護・高おおむね65歳以上の高齢者を対象として、	軽スポー
か事業 齢福祉課 ツ、ヨガ、健康教室等を行います。	
⑥はつらつくら 市介護・高 65歳以上で、要介護・要支援認定を受けて	いない高
ぶ事業 齢福祉課 齢者を対象として、ザ・ブーン等の運動施	設で水中
運動や、地域の福祉施設等高齢者に身近な	施設で介
護予防教室を行います。	
⑦ふれあい元気 地域保健推進員等が各地域において、高齢	者の閉じ
教室 進員等 こもり予防を目的とするふれあい元気教室	を行うと
市保健予防ともに、市が全市を対象とする教室を行いま	す。
課	
⑧ 通所型介護予 市介護・高 特定高齢者*3を対象に、デイサービスセンタ	一等で、
防事業 齢福祉課 個々に必要なプログラム(運動器の機能向	上、栄養
改善、口腔機能の向上)を提供します。	
⑨訪問型介護予 市介護・高 心身の状況などにより通所による介護予防	事業など
防事業 齢福祉課 への参加が困難な特定高齢者を対象に、保	建師など
が訪問し、生活機能に関する課題を総合的	に把握・
評価し、必要な相談・指導を実施します。	

①地域サロン、③ひとり暮らし高齢者の交流会は、市社会福祉協議会の地域福祉活動メニュー選択事業です。

*1 地区社協

市内38地区に組織される地区社会福祉協議会の略称

*2 地区民児協

市内38地区に組織される地区民生児童委員協議会の略称

*3 特定高齢者

要介護・要支援認定者以外で、生活機能評価を受診した結果、介護予防事業への参加が望ましいと判定された高齢者

2 見守り、安否確認

ひとり暮らし高齢者等が心身が虚弱等の理由で自ら積極的に地域の人等との交流機会を持つことが困難な場合であっても、フォーマルサービスの利用や地域の福祉活動による見守りを行い、孤立化を防ぎます。

		⊻化を防さより。 「
取組名	実施主体	概要
①見守りネット	市社協、	民生委員・町内会・福祉協力員等の協力を得て、見
ワーク事業	地区社協	守りの必要な世帯の見守り・声かけを行います。
②友愛訪問	民生委員、	ひとり暮らし高齢者等の訪問、声かけを行います。
	老人クラブ	
③ふれあい弁当	地区社協、	市社協の地域福祉活動メニュー選択事業として、ひ
の配付	婦人会等	とり暮らしの高齢者を対象に、ふれあい弁当を配付
		します。
④お元気コール	市介護・高	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、緊急
(緊急通報シス	齢福祉課	通報システムを利用している方に、週1回、電話等
テム事業)		による安否確認を行います。
⑤高齢者軽度生	市介護・高	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などに援助
活援助事業	齢福祉課	員(シルバー人材センター)を派遣し、日常生活上
		の軽易な作業(外出の付き添い、食材の買い物、草
		取り、雪よせ等)の援助を行います。
⑥食の自立支援	市介護·高	おおむね65歳以上の食事の調理が困難なひとり暮ら
事業	齢福祉課	し高齢者等の居宅に訪問し、栄養のバランスがとれ
		た食事を提供すると同時に安否確認を行います。
⑦高齢者生活管	市介護·高	65歳以上の要介護・要支援状態に該当しないひとり
理指導員派遣事	齢福祉課	暮らし高齢者などで、調理、洗濯、掃除などのお手
業		伝いが必要な場合に生活管理指導員(ホームヘルパ
		一)を派遣します。
⑧水道メーター	市上下水道	水道メーター検針業務の実施にあたり、委託事業者
検針員の見守り	局	(秋田管工事業協同組合)が、地域との連携により
		ひとり暮らし高齢者の見回り等を行います。
9 社会福祉事業	民間事業者	在宅介護支援センター等社会福祉事業者が地域へ訪
者による見守り		問する際、サービスの提供にあわせて、利用者およ
		び近隣の見守りを行います。
⑩配達事業者に	民間事業者	新聞、郵便、牛乳、乳飲料等の配達事業者が配達に
よる見守り		あわせ、見回りを行います。
⑪生協の配達メ	民間事業者	生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合
ールサービス		では、ひとり暮らし高齢者に個人宅配配達した際の
		在宅状況を、離れて暮らすご家族へメールでお知ら
		せします。
②認知症サポー	認知症サポ	認知症サポーターが認知症について正しく理解し、
ターによる見守		偏見を持たず、認知症の人やその家族に対して暖か
9		い目で見守ります。
L:		

3 緊急時の備え・対応

日ごろから緊急時に備え、ひとり暮らし高齢者等の安全、安心を確保します。

取組名	実施主体	概要
①緊急通報シス	市介護·高	ひとり暮らし高齢者等に携帯用無線送受信機および
テム事業	齢福祉課	専用通話機を貸与し、急病や災害などの緊急時に消
		防署などへ出動要請するとともに、協力員へ安否確
		認を依頼します。
②避難支援対象	市地域福祉	避難支援対象者名簿を民生委員や消防署等の関係機
者名簿の共有	推進室	関へ提供し、防災等の活動に役立てます。
		自主防災組織や町内会等では、災害発生時を想定し、
		名簿をもとに災害時要援護者と支援者の顔合わせを
		行い、日ごろからの交流を促進します。
③安心カード、	地区社協、	ひとり暮らし高齢者等を対象に、身近な生活用品を
安全箱の配付	町内会等	入れて、緊急時(入院・災害・災難等)にはすぐに持
		ち出せるよう備えておくための安心箱を配付します。
④医療情報キッ	町内会、	災害時等に備え、緊急連絡先や常備薬などの緊急情
トの配付	地区社協等	報を入れ、冷蔵庫に保管し、緊急時に迅速に情報を
		入手できるための容器を配付します。
⑤緊急の食支援	市社会福祉	その日の食事もままならない方に対し、食料品の支
事業	協議会	給するとともに、専門相談機関を紹介します。

4 相談

日常的には他との交流を望まない高齢者等であっても、困った時には相談等に応じ、孤立感を解消します。

取組名	実施主体	概 要
①地域包括支援セクト	市介護·高	介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する
	齢福祉課	総合的な相談・支援を行います。
②心の相談日の	市健康管理	精神科医が直接相談に応じる「心の相談日」を毎月
開催	課	2回開催します。
③こころの電話	県精神保健	生活の中で感じる不安や悩みごとの相談に応じます。
相談	福祉センター	
④高齢者総合相	秋田県長寿社	お年寄りとその家族のあらゆる悩みごと、心配ごと
談センター	会振興財団	の相談に応じます。
⑤ふれあい福祉	市社会福祉	市社会福祉協議会に相談センターを設置、相談員を
相談センター	協議会	配置し、日常生活の悩みごとの相談に応じます。必
		要に応じて在宅訪問相談も行います。
⑥いのちの電話	秋田いのち	孤独の中にあって、助け、慰め、励ましを求めてい
	の電話	る人に、電話を通じて対話し、心の支えになります。

5 意識啓発

市民一人ひとりが地域福祉に関する意識を持ち、活動するための意識づけを行います。

取組名	実施主体	概 要
		広報あきた等により地域福祉の理念の普及啓発や地
等による P R	推進室等	域福祉活動の実践事例の紹介を行い、市民一人ひと
	., – .	りの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成しま
		す。
②老人保健福祉	市介護・高	老人の日を迎える9月を「老人保健福祉月間」と位
月間	齢福祉課	置づけ、高齢者の社会参加のほか、市民一人ひとり
		が高齢者や高齢期のあり方について関心と理解を深
		めるための取組を進めます。
③社会福祉大会	市社会福祉	講演や活動発表等を通して市民の福祉意識の高揚を
	協議会・市	図ります。
	民生児童委	
	員協議会	
④地域福祉活動	市社会福祉	地区社会福祉協議会役員・民生委員児童委員・町内
合同研修会	協議会	会長・福祉協力員や関心のある方を対象に、小地域
		における地域福祉活動のあり方についての研修を行
		います。
⑤社協だよりの	市社会福祉	市社会福祉協議会の活動を広報するとともに、地区
発行	協議会	社会福祉協議会が行う活動を掲載し、地域での地域
		福祉活動を周知します。
⑥地区福祉大会	地区社協	地区において、講演や体験発表等を行い、地域住民
福祉ふれあい		に地域福祉をPRするとともに、意識の浸透を図り
まつり		ます。
⑦広報紙等の発	地区社協、	広報紙を発行し、地域福祉のPR等を行います。
行	地区民児協、	
	町内会等	

6 担い手育成

地域において、高齢者等を支援する地域福祉の担い手を育成します。

取組名	実施主体	概要
① 民生委員·福	地区社協	地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、各
祉協力員等合同		種団体、町内会長、福祉協力員、福祉に関心のある
研修会		住民等を対象とする研修会を開催します。
②地域福祉の担	市地域福祉	地域における地域福祉活動の担い手として中核とな
い手育成講座	推進室	る人材の育成を図ります。
③認知症サポー	市介護・高	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場にお
ター養成講座	齢福祉課	いて認知症の方や家族を支援する認知症サポーター
		を養成するため、認知症の基礎知識や権利擁護、認
		知症の人への対応などの研修を行います。
④心のケア相談	市健康管理	心の悩みを抱えた人等に適切に対応できるよう市民
員養成セミナー	課	等を対象に、見守りや相談対応能力を高めるための
		研修を実施します。
⑤地域保健推進	市保健予防	地域のつながりを深めるためのテーマを取り上げ、
員の研修	課	地域で心の健康づくり活動等に取り組めるよう、研
		修を実施します。

7 関係機関との連携強化

ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、地域の様々な関係者間でネットワークを構築し、高齢者等を継続的かつ包括的にケアしていく体制づくりを推進します。

取組名	実施主体	概要
①地域包括ケア	市介護・高	支援を必要とする高齢者等に適切な支援を行うとと
会議	齢福祉課	もに、問題の発生を防止するため、地域包括支援セ
		ンターを中心に、地域における様々な関係者のネッ
		トワークを構築します。
②見守りネット	市社協	小地域福祉活動を推進するため、必要に応じて地域
ワーク推進会議	地区社協	包括支援センター等専門機関を含めた会議を開催し、
		地区社協、民児協、町内会、ネットワーク協力者等
		と情報を共有、地域の情報把握に努めます。
③地域福祉推進	市地域福祉	地域福祉の担い手である地区社協、地区民児協、連
関係者連絡会	推進室、	合町内会等の各会長等を対象として連絡会を開催し、
	市社協	情報提供するとともに、3者が連携して地域福祉を
		推進する態勢の構築を図ります。